

令和4年1月17日

保護者 様

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正泰

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策等について

日頃より、本市の教育活動及び感染防止対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。愛知県知事から、『『厳重警戒』での感染防止対策』（1/15～）のメッセージが発出されました。本市においても、新型コロナウイルス感染者数が急増しております。今回は、感染拡大のスピードが速い傾向が見られますので、卒業期・年度末に向けて、これまで以上に厳しい感染防止対策を講じてまいります。なお、この対応については、1月18日から適用します。

保護者の皆さまにおかれましては、マスクの着用、検温や体調確認、手洗いをはじめとする基本的な感染防止対策について引き続きお子様へのご指導をお願いします。

記

- 1 運動時以外のマスクの着用、換気、身体的距離の確保、手洗いなどの感染防止対策を引き続き徹底します。
 - ・ 健康観察、検温チェックは朝の会のはじめに行います。
 - ・ 給食の配食は、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教師が行い、おかわりは教師が行います。会食は、向かい合わないで黙食を徹底します。
 - ・ 清掃は通常どおり行います。トイレ掃除の消毒については教師が行います。
- 2 学習活動については、近距離で行う合唱やリコーダー、調理実習など感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は当面の間実施しません。
- 3 部活動については、感染防止対策を徹底し感染リスクの高い活動は当面の間行いません。
 - ・ 相手と一定時間接触するような活動（例えば、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習など）、室内で近距離で行う活動（発声や演奏など）は原則として行わないようにします。
 - ・ 対外的な練習試合を自粛します。公式戦、公式な演奏会に参加したりする場合には、周辺地域の感染状況に配慮し、活動時間や活動場所を慎重に検討します。
- 4 卒業式については、参加者や式の内容を十分検討するなど、実施に向けて計画や準備を進めていきます。
- 5 同居家族に風邪症状が見られる場合と同居家族等が濃厚接触者に特定された場合は、児童生徒は登校をさせないようにしてください。
 - ・ 児童生徒に発熱などの風邪症状があり、すぐに治まった場合でも、念のため一日程度、登校を控え、受診することもご検討ください。
- 6 体調不良や感染への不安から登校を見合わせる場合や濃厚接触者等の理由で登校できない場合は「出席停止」となります。学習支援として、授業動画配信、双方向によるオンライン授業ができる体制を各学校で整えておりますので、学校にご相談ください。

<お問い合わせ先>

豊橋市教育委員会学校教育課 0532-51-2826

教育政策課 0532-51-2805